



NPO 法人 モンキーマジック (Monkey Magic)
セーフガーディングポリシー (安全保護方針)

1. 目的

このポリシーの目的は人々を守ることとし、2021年8月10日にNPO法人モンキーマジック（以下、当法人）理事会で承認をされました。

このセーフガーディングポリシーは、当法人に関わることに起因する如何なる危害からも、子どもたちや若者、障害児・障害者をはじめとする成人を含む全ての危害を受ける可能性に晒されている人々、支援を受けていたり必要としている人々を守ることが目的としています。

* ここに含まれる危害とは次によるものです。

- ・ 当法人のスタッフの行動によるもの。
- ・ 当法人が企画運営する事業や業務の実施によるもの。
- ・ 当法人が請け負った業務の実施によるもの。

* このポリシーは当法人、及びそのスタッフに対し、セーフガーディングに関する責任を明確にします。

2. 当法人のセーフガーディングとは

世界のスポーツ現場での子ども達への性虐待などが大きな社会問題となる中、2017年に国連教育科学文化機関（ユネスコ）スポーツ・体育担当大臣等国際会議 ([MINEPS](#)) は「カザン行動計画」を発表し、2030年までに「子どもに対する虐待、搾取、人身売買及びあらゆる形態の暴力及び拷問」を廃絶するという、国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」にスポーツを通してどのようにして貢献するのかがまとめられました。これらを受け、その規模の大小を問わず国家や各国スポーツ団体などで制定が急がれているのが、子どもを含む全ての人々を保護するための基準と手続きを示した「セーフガーディング」です。

当法人のセーフガーディングは、子どもたちや若者、障害児・障害者をはじめとする全ての危害を受ける可能性に晒されている人々、支援を受けていたり必要としている人々を、当法人のスタッフと関わったり、事業や業務に参加することで生じる様々な危害から保護することであると考えます。

3. 対象者の定義

子ども	18歳未満のすべての人。 ¹
若者	子ども期から自立した大人になるまでの移行期にあたり、そのため他の年齢グループより流動的に捉えられます。なお、国連が統計的に使用する際は、15歳から24歳までのすべての人。 ²
障害児	障害児及び精神障害者のうち18歳未満のすべての人。 ³
障害者	身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制

	限を受ける人。 ⁴
成人	満 20 歳以上のすべての人。 ⁵

¹ 国連子どもの権利条約(1989)

² 国連経済社会局(UNDESA)の Definition ou youth

参考ウェブサイト

<https://www.un.org/esa/socdev/documents/youth/fact-sheets/youth-definition.pdf>

³ 児童福祉法第 4 条第 2 項

⁴ 障害者基本法

⁵ 民法第 4 条(2022 年 3 月 31 日まで、2022 年 4 月 1 日から満 18 歳以上)

4. 適用範囲

- ・当法人に携わるすべてのスタッフが当法人の事業や業務に携わっている期間
- ・スタッフは以下とする
当法人の事業、業務に携わるすべての人々
(委託先の関係者やボランティア、取材を含む来訪者なども含む)

5. 当法人のセーフガーディングポリシー

当法人は、年齢、性別、障害、宗教、文化的・社会的背景などに関わらず、私たちが会おうすべての人があらゆる形態の危害、虐待、無視、搾取から保護される権利を有すると考えています。当法人は、スタッフによる、危害、虐待、無視、搾取を決して認めません。

このポリシーでは、児童保護、障害者保護、性的搾取及び虐待からの保護といった保護分野に対して必要に応じて取り組むことを示しています。

当法人はその事業や業務において、「周知」「予防」「報告」「対応」の 4 つの柱を通じて、安全保護への取り組みに責任ある行動をとります。

周知	すべてのスタッフや参加者に対し、虐待や搾取に関わる問題とリスクを知らせ、安全に関する意識を高めます。
予防	スタッフが模範となる行動を取ることで、リスクを減らし安全性を高めます。すべての人の権利を尊重し、安心して参加できる環境を作ります。
報告	問題が生じた時の手順についてあらかじめスタッフが理解し、懸念を感じた時には速やかに報告、相談をします。
対応	問題行為が起きたり疑われた場合には、対象の方の安心・安全を確保した上で、問題の解決を図るとともに、再発防止に努めます。

6. 周知

- ・すべてのスタッフへセーフガーディングポリシーの研修を周知徹底します。またすべてのスタッフはスタッフとしての責任を自覚しています。

7. 予防

【当法人の責任】

- ・ すべての事業や業務は、生じる可能性があるあらゆる危害から人々を保護できるよう企画運営を行います。これはすべての事業や業務の過程で集められた個人情報や交わされた契約も含まれます。
- ・ スタッフが組織における役割に見合ったレベルで、保護に関する研修を改訂の都度受けられるようにします。
- ・ 安全保護に関する懸念事項が生じた場合には、規定に従い速やかに報告を行います。

【スタッフの責任】

<子ども、障害児の保護（15~18歳の若者も含まれる）>

- ・ いかなる18歳未満の子どもや障害児とも性的な関係はもちません。
- ・ 子どもや障害児に対する性的虐待又は搾取を行いません。
- ・ 子どもや障害児に身体的、感情的、心理的虐待を行いません。また、監護放棄（ネグレクト）も行いません。
- ・ 児童労働や人身売買を含む、子どもや障害児に対するいかなる商業的性的搾取活動にも従事しません。

<成人、障害者の保護（18~24歳の若者も含まれる）>

- ・ 危害を受ける可能性に晒されている成人、支援を受けていたり必要としている成人に対する性的虐待や搾取を行いません。
- ・ 危害を受ける可能性に晒されている成人、支援を受けていたり必要としている成人に対して、身体的、感情的、心理的虐待を行いません。また、監護放棄（ネグレクト）も行いません。

<性的搾取や虐待からの保護>

- ・ 金銭、雇用、商品などと引き換えに性行為の強要を行いません。

<その他>

- ・ セーフガーディングポリシーの違反を防止し、ポリシーの実施を促進する環境の構築と維持に貢献する義務を負います。
- ・ 当法人のスタッフは、セーフガーディングポリシーを履行し、違反行為や疑わしき行為を認めた場合には速やかに定められた手続きにおいて担当者への報告を行います。

8. 報告

セーフガーディングポリシーに違反する行為や疑わしき行為を認めた場合には速やかに定められた手続きにおいて担当者への報告を行います。担当者が然るべき対応を行わない、担当者が当該事案の当事者である場合などは、以下に挙げる外部団体に報告することができます。

- ・ スポーツ庁、各地域の福祉保健局、児童相談所、警察署 など

9. 対応

- ・ セーフガーディングポリシーを遵守せず違反したスタッフには適切な懲戒措置を行います。
- ・ 当法人はスタッフから被害を受けた人たちに対して支援を行います。

→別途資料 「行動規範」

「セーフガーディングポリシーに関する取り扱い」参照

10. 守秘義務

当法人はセーフガーディングポリシーの違反行為や疑わしき行為に対処する際には、その全ての過程において法令を遵守し守秘義務を履行します。

11. 言葉の定義

危害	国際基本安全規格においては「人の受ける身体的障害もしくは健康傷害、または財産もしくは環境の受ける害」と定義されている。
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を追わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなどの体罰
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう、きょうだいに虐待行為を行うなど
無視	現に存在していることを承知していながら、それを存在しないかのように扱うこと
性的搾取	性的な目的のために、地位の脆弱性、権力格差または信頼を実際に濫用することまたはその試みをいう
商業的性的搾取	子どもまたは第3者への金銭、商品、またはサービスの支払いまたは約束のための18歳以下の未成年者の性的虐待または搾取のこと

12. 変更

- ・ このセーフガーディングポリシーは2年に1度以内に改訂を行います。

【沿革】

- ・ セーフガーディングポリシー
2021年8月10日 制定、施行
2024年6月30日 改訂

【関係する指針】

- ・ セーフガーディングポリシー（安全保護方針）のための行動規範
- ・ セーフガーディングポリシー（安全保護方針）に関する報告の取り扱い